

第16回

年金生活者支援給付金

本連載では、年金制度の現状、課題と将来像について、制度の理念や根底の考え方に立ち戻りつつ、わかりやすく説明し、皆さんと一緒に考えていきます。

今回は、年金とは別の福祉的な給付の制度として、消費税率が8%から10%に引き上げられた財源により、令和元年10月から施行されている年金生活者支援給付金の仕組みと課題について解説します。

1 老齢年金生活者支援給付金

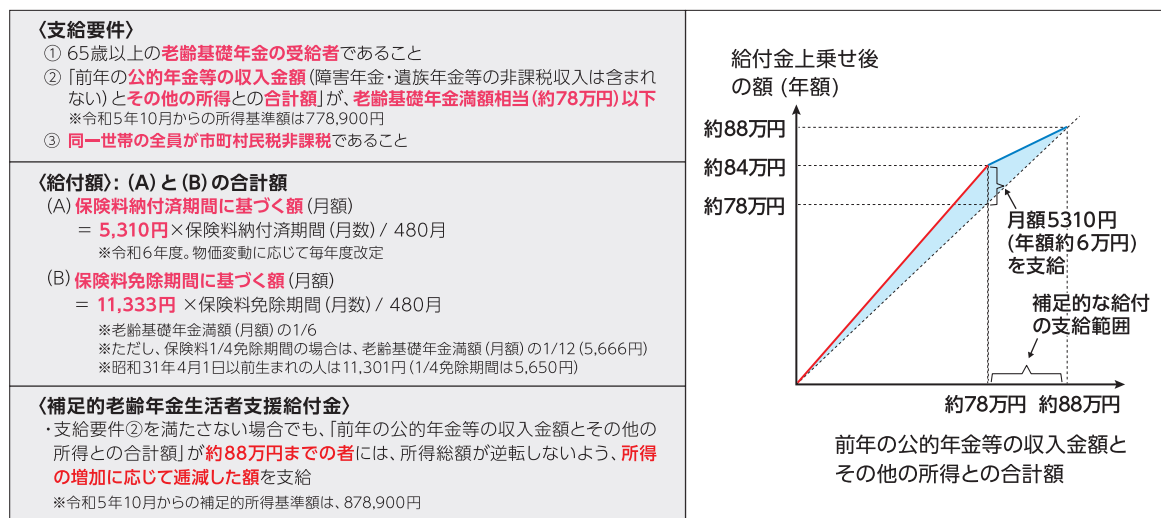
老齢年金生活者支援給付金は、低年金でかつ低所得の高齢者に支給される給付です。国が支給し、事務は日本年金機構に委任・委託して行われています。

支給要件は、①65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること、②「前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額」が、老齢基礎年金満額相当以下であること、③同一世帯の全員が市町村民税非課税であることの3つです。

②の所得要件では、「公的年金等の収入金額」には、障害年金、遺族年金等の非課税年金の金額は含まれません。また、「その他の所得」は、給与所得は給与所得控除後、事業所得は必要経費控除後の所得額です。所得基準額の「老齢基礎年金満額相当」の額は、毎年度改定され、令和5年10月からは778,900円です。

老齢年金生活者支援給付金の支給額は、(A)保険料納付済期間に基づく額と、(B)保険

老齢年金生活者支援給付金



料免除期間に基づく額の合計額です。
(A)の保険料納付済期間に基づく額は、給付基準額である月額5,310円（令和6年

度）に、保険料納付済期間（月数）が基礎年金の拠出期間である480月（40年間）に占める割合を乗じた額です。

(B)の保険料免除期間に基づく額は、老齢基礎年金の満額の1/6の額（保険料1/4免除期間の場合は1/12の額）に、保険料免除期間（月数）が480月（40年間）に占める割合を乗じた額です。

たとえば、保険料納付済期間480月の場合は、給付金は月額5,310円、老齢基礎年金は月額68,000円で、合計73,310円です。また、保険料納付済期間240月で保険料免除期間240月の場合は、給付金は8,322円（納付済期間分2,655円＋免除期間分5,667円）、老齢基礎年金は月額51,000円で、合計59,322円です。

なお、支給要件の②を満たさない場合でも、「前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額」が約78万円を超えて約88万円までの人には、所得総額が逆転しないよう、補足的な老齢年金生活者支援給付金が支給されます。支給額は、(A)の保険料納付済期間に基づく額を、所得の増加に応じて通減した額です。

2 障害・遺族年金生活者支援給付金

障害基礎年金の受給者には障害年金生活者支援給付金が、遺族基礎年金の受給者には遺族年金生活者支援給付金が支給されます。

支給要件は、①障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること、②前年の所得が47



たか はし とし ゆき
高橋 俊之

日本総合研究所特任研究員
(元厚生労働省年金局長)

障害・遺族年金生活者支援給付金

〈支給要件〉

- ① **障害基礎年金**または**遺族基礎年金**の受給者であること
- ② **前年の所得**(障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれない)が、**472万1,000円以下**
※20歳前障害基礎年金が支給停止となる所得基準額と同額となるよう設定。扶養親族等の数に応じて増額する。

〈給付額〉

障害等級2級の者、遺族である者…**5,310円**(月額)
障害等級1級の者…**6,638円**(月額)

※令和6年度。物価変動に応じて毎年度改定。

※2以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,310円を子の数で割った金額をそれぞれに支給

2万1,000円以下であることの2つです。「前年の所得」には、障害年金、遺族年金等の非課税収入は含まれません。この所得基準額は、20歳前傷病による障害基礎年金が全額支給停止となる所得基準額と同額に設定されており、扶養親族等の数に応じて増額します。

障害・遺族の年金生活者支援給付金は、所得基準が高く設定されており、他の世帯員の所得は要件ではないので、障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者のほとんどの方が受給できるため、実質的に基礎年金の支給額を増額させるものとなっています。

障害・遺族年金生活者支援給付金は、納付済月数等によらずに定額です。障害基礎年金2級と遺族基礎年金の受給者には、老齢給付金の給付基準額と同じ月額5,310円が支給され、障害基礎年金1級の受給者には、その1・25

倍の月額6,638円が支給されます(令和6年度)。これは、障害基礎年金1級の年金額が、2級の額の1・25倍であることと同じです。

例えば、障害基礎年金2級で子の加算が無い場合、障害基礎年金2級の月額68,000円に、給付金5,310円が支給され、合計で73,310円になります。また、遺族基礎年金で子の加算額が1人分の場合、遺族基礎年金が月額68,000円、子の加算額が月額19,566円に、給付金5,310円が支給され、合計で92,876円です。

3 年金生活者支援給付金の支給状況と今後の課題

年金生活者支援給付金の受給者数(令和3年度末)と年間給付総額(令和3年度)は、老齢給付金が463・7万人で2,217億円、補足的な老齢給付金が99・2万人で246億円、障害給付金が204・8万人で1,326億円、遺族給付金が7・9万人で44億円です。

老齢年金生活者支援給付金は、立法時の議論で、保険料の納付意欲を損なわないようにするため、保険料納付済期間に応じて支給額が決まる仕組みとなっていますが、低年金者対策の観点から、保険料納付済期間にかかわらず支給することや、給付額の増額を求める意見もあります。しかし、この給付金は、全額が税財源ですから、給付を増やすためには、追加の財源が必要です。

私は、老齢年金生活者支援給付金の支給要件について、遺族厚生年金の額を収入要件に勘案することで、真に必要な人に給付を重点化し、その財源を振り替えて、低年金者の給付の充実を検討してはどうかと考えます。

老齢年金生活者支援給付金の支給要件では、「前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額」が老齢基礎年金満額相当(約78万円)以下となっていますが、この「公的年金等の収入金額」は、「所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう」と法律で規定されており、遺族年金、障害年金等の非課税年金の収入は含まれません。

このため、専業主婦に近い働き方をしてきたことにより、自分の老齢年金額が少ない人の場合、配偶者が亡くなったことによる遺族厚生年金(配偶者の老齢厚生年金の4分の3の額)が十分な金額である場合でも、遺族厚生年金が非課税年金であるために収入額に算入されず、他に就労収入等がなければ、所得要件を満たし、年金生活者支援給付金の支給対象となります。

本当は低年金でない人にも、給付金が支給されている現状は、低年金者への支援という制度本来の趣旨に照らすと妥当ではありません。

老齢年金生活者支援給付金は、低年金・低所得の高齢者への給付金ですから、所得要件の判定では遺族厚生年金の額も年金収入に算入し、その財源を、真に低年金・低所得の高齢者の給付金の増額に充ててはどうかと考えます。

【筆者の新刊書籍「年金制度の理念と構造」(社会保険研究所)と、日本総研の筆者のページ(「日本総合研究所 高橋俊之」でWeb検索)もご覧下さい。】